

下足は日給貳圓五拾文(現在)臨時下足は同く日給貳圓(現在)に由る今圓の解雇手當は凡そ貳ヶ月を標準とし勤続年限により多少増減有之

四 解雇使用人にして解雇手當を受取らざりしものは下足牧野滋太郎(重三事)一人にして他は満足して引取りしものに有之

五 下足料は經濟界の變動のため大正七八年頃は一時之を徴收したることあるも此れは一時的にして之を廢止し現在迄入場券のみにて入場數をせ居り此は東京府よりの許可に明かに有之
六 牧野滋太郎は大正三年頃より最初は日曜祭日の如き混雑日のみ使用し常雇とせむは大正六年以

後に有之
下足は日給にして月二圓(十五、三十日)に支給致居り尚盆暮及祭典には別に賞典を興へ勤続十年の賞典として金貳百圓支給したること有之從來も百五拾圓より貳百圓位時々前借をなれ他の番人に比して最も優待致居りものに有之

七 從來使用人は引受人に於て一切責任を負ひ當寺に對して一切迷惑を懸けざる事になり居り從て牧野滋太郎も引受人として大工棟梁高橋萬吉並櫻井仙英(右二人)有之當寺に於ては之等兩人に右牧野に關する件は一切の解決を任せ居り次第に由る

八 牧野滋太郎は先住との口約ありと稱し下足料の半額參萬貳千余圓は慰勞として興へらる筈なりと云ふ居